

公共調達最適化について(平成18年8月25日付財計2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
大阪府警察本部用指令通信装置(情報処理系) 貸賃借 1式	分任支出負担行為担当官 近畿管区警察局長大阪府情報通信部長 山城 瑞樹 近畿管区警察局長大阪府情報通信部 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-1 1	令和5年4月3日	株式会社日立製作所関西支社 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番 18号 三菱HCキャピタル株式会社関西法人 支店 大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1 番1号	7010001008844 4010001049866	会計法第29条の3第4項 現行機器更新までの間の賃貸 借の延長契約であり、契約の 性質において他業者による参 入が極めて困難であるため。	-	28,255,667円	-					
外部スピーカマイク(PSW) 100個 外6点	分任支出負担行為担当官 近畿管区警察局長大阪府情報通信部長 山城 瑞樹 近畿管区警察局長大阪府情報通信部 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-1 1	令和5年5月16日	パナソニックコネク ト(株) 東京都中央区銀座8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 公募を実施したが、他に応募者 がなかったため。	-	6,752,273円	-					
IPR-ML用ホイップアンテナ 15個 外11点	分任支出負担行為担当官 近畿管区警察局長大阪府情報通信部長 山城 瑞樹 近畿管区警察局長大阪府情報通信部 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-1 1	令和5年5月16日	三菱電機(株) 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	会計法第29条の3第4項 公募を実施したが、他に応募者 がなかったため。	-	2,833,160円	-					
リアパネルA(IPR-WR用)400個外2点	分任支出負担行為担当官 近畿管区警察局長大阪府情報通信部長 山城 瑞樹 近畿管区警察局長大阪府情報通信部 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-1 1	令和5年6月12日	アイコム株式会社国内営業部 営業課国内営業所 東京都江東区木場2丁目17-16	1120001019349	会計法第29条の3第4項 公募を実施したが、他に応募者 がなかったため。	-	5,896,000円	-					
外部スピーカマイク50個 外6点	分任支出負担行為担当官 近畿管区警察局長大阪府情報通信部長 山城 瑞樹 近畿管区警察局長大阪府情報通信部 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-1 1	令和5年9月6日	パナソニックコネク ト(株) 東京都中央区銀座8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 公募を実施したが、他に応募者 がなかったため。	-	5,047,702円	-					
外部スピーカマイク70個 外1点	分任支出負担行為担当官 近畿管区警察局長大阪府情報通信部長 山城 瑞樹 近畿管区警察局長大阪府情報通信部 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-1 1	令和5年12月25日	パナソニックコネク ト(株) 東京都中央区銀座8-21-1	3010001129215	会計法第29条の3第4項 公募を実施したが、他に応募者 がなかったため。	-	3,855,500円	-					
外部スピーカマイク10個 外2点	分任支出負担行為担当官 近畿管区警察局長大阪府情報通信部長 山城 瑞樹 近畿管区警察局長大阪府情報通信部 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-1 1	令和5年12月25日	三菱電機(株) 東京都千代田区丸の内2-7-3	4010001008772	会計法第29条の3第4項 公募を実施したが、他に応募者 がなかったため。	-	1,945,350円	-					
携帯用無線電話機B(UW-305)(2)1個修理 外22点	分任支出負担行為担当官 近畿管区警察局長大阪府情報通信部長 前田 尚久 近畿管区警察局長大阪府情報通信部 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-1 1	令和6年1月31日	日本電気(株) 東京都港区芝五丁目7番1号	7010401022916	会計法第29条の3第4項 公募を実施したが、他に応募者 がなかったため。	-	3,164,700円	-					

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。